



# 島根県報

平成27年7月31日（金）

第2,721号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

- |                              |          |   |
|------------------------------|----------|---|
| 島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則     | （自然環境課）  | 2 |
| 島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則 | （青少年家庭課） | 3 |

### 【告 示】

- |  |            |    |
|--|------------|----|
| 平成28年から平成30年までに島根県が発注する物品の売買、借入れ等に係る競争入札の参加資格等 | （総務事務センター） | 3  |
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定       | （高齢者福祉課）   | 7  |
| 農用地利用配分計画の認可                                   | （農業経営課）    | 8  |
| 平成27年度定期種畜検査に合格した種畜                            | （畜産課）      | 8  |
| 保安林予定森林（2件）                                    | （森林整備課）    | 9  |
| 森林法第189条の規定による告示及び掲示                           | （ 〃 ）      | 10 |
| 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅（2件）                      | （水産課）      | 10 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出       | （中小企業課）    | 10 |
| 土砂災害特別警戒区域の指定                                  | （砂防課）      | 11 |
| 土砂災害特別警戒区域の指定の解除                               | （ 〃 ）      | 11 |

### 【公 告】

- |                 |         |    |
|-----------------|---------|----|
| 農用地利用配分計画の認可の申請 | （農業経営課） | 12 |
| 特定計量器の定期検査の実施   | （商工政策課） | 12 |

### 【特定調達公告】

- |                               |         |    |
|-------------------------------|---------|----|
| 島根県ネットワーク基盤運用支援業務に係る随意契約の相手方等 | （情報政策課） | 13 |
|-------------------------------|---------|----|

**公布された条例等のあらまし****◇島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第53号）**

## 1 規則の概要

- (1) 特別地域内における太陽光発電施設の新築、改築及び増築に係る許可の基準を定めることとした。（第19条の2 関係）
- (2) 普通地域内において届出を要する工作物の基準に、太陽光発電施設の新築、改築及び増築に係る基準を追加することとした。（第21条関係）
- (3) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成27年 8 月 1 日から施行することとした。

**◇島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則（規則第54号）**

## 1 規則の概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、保育所型認定こども園の認定の有効期間に係る規定及び様式を削除することとした。

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規****則**

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第53号**

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立自然公園条例施行規則（昭和36年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第19条の2 中第29項を第30項とし、第26項から第28項までを1項ずつ繰り下げ、同条第25項中「第23項第1号」を「第24項第1号」に改め、同項を同条第26項とし、同条中第24項を第25項とし、第12項から第23項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 条例第11条第4項第1号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であって、土地に定着させるものに限る。）に係る許可の基準は、第1項第5号及び第6号、第10項第7号並びに前項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 第1項第2号から第4号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であって、学術研究その他の公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
- (2) 第4項第7号、第9号及び第10号並びに第10項第9号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であって、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

ア 学術研究その他の公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ウ 農林漁業に付随して行われるものであること。

(3) 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(4) 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

第21条に次の1号を加える。

(10) 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県立自然公園条例施行規則（以下「新規則」という。）第19条の2の規定は、この規則の施行の日以後にされる島根県立自然公園条例（昭和36年島根県条例第11号）第11条第4項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行の日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3 平成27年9月30日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、新規則第21条第10号の規定は、適用しない。

島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第54号

島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則

島根県認定こども園の認定に関する規則（平成18年島根県規則第94号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

#### 第6条 削除

様式第2号を次のように改める。

#### 様式第2号 削除

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告

## 示

#### 島根県告示第557号

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号。以下「要綱」という。）に基づき、平成28年から平成30年までに島根県が発注する物品の売買、借入れ等に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので告示する。

平成27年7月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 資格審査の対象となる営業種目

大 分 類	中 分 類	取扱品目（例示）

番号	種 別	番号	種 目	
1	文具・事務用機器類	(1)	紙類	和・洋紙、板紙、加工紙、感光紙、封筒等
		(2)	文具	文房具
		(3)	事務機器	謄写版、計算機、複写機、シュレッダー等
		(4)	情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品、自動設計製図システム(CAD)、ソフトウェア等
		(5)	印章	木印、ゴム印等
2	調度品類	(1)	木製家具	木製机、木製椅子、水屋等
		(2)	鋼製家具	金属製保管庫、金庫、鋼製机、鋼製椅子等
		(3)	装飾	室内装飾品、じゅうたん、カーテン、衝立等
3	印刷製本	(1)	活版・平版印刷	活版、平版、オフセット
		(2)	軽印刷	
		(3)	フォーム印刷	
		(4)	特殊印刷	シール、ラベル、グラビア、スクリーン、診察券カード等
		(5)	複写	青写真、コピー、マイクロ写真、写真現像・焼き付け等
		(6)	出版・製本・製作	出版、製本、地図作成、航空写真、印刷物の企画・デザイン
4	機械器具類	(1)	医療機器	医療用機器類、車椅子、聴診器、血圧計、担架等
		(2)	工作機器	施盤、研削盤、ミシン等
		(3)	理化学機器	各種実験機器、分析機器等
		(4)	産業機器	建設機械、農林水産機械等
		(5)	電気通信機器	家庭電器製品、電気通信機器、電気工事材料、電話器、ファクシミリ、乾電池等
		(6)	光学計測機器	顕微鏡、測量用機器、測定用機器、写真機、フィルム、レンズ等
		(7)	冷暖房機器	冷暖房機器、ストーブ、ヒーター、エアコン等
		(8)	厨房機器	調理台、流し台、ガス台、冷蔵庫、炊飯器、冷温水機、オープン等
		(9)	諸機器	印刷機器、高圧洗浄機、発動機類、コンベアー等
5	車両船舶類	(1)	車両類	自動車、各種車両類、タイヤ、工具、部品、修理
		(2)	船舶	鋼船、木造船、ヨット等、工具、部品、修理
		(3)	航空機	飛行機、ヘリコプター、工具、部品、修理
6	図書・教材類	(1)	書籍	図書、法規、雑誌、地図、刊行物等
		(2)	教材用具	各種教材、教材用ビデオソフト、CD、視聴覚機器等
		(3)	運動用具・レジャー用品	運動器具、各種スポーツ用品、レジャー用品、娯楽用品、遊具、おもちゃ等
		(4)	楽器	各種楽器
		(5)	標本・美術品	模型、標本、見本、書画、骨とう等
7	薬品類	(1)	医療薬品	各種薬品類、医療ガス類等
		(2)	動物薬品	

		(3)	農業薬品	除草剤、殺虫剤、農薬等
		(4)	工業薬品	凍結防止剤等
		(5)	衛生材料	包帯、ガーゼ、紙おむつ等
		(6)	診療材料	一般及び特定保険診療材料等（カテーテル、シリンジ、ガイドワイヤー、輸血セット等）
8	燃料・油脂類	(1)	石油	ガソリン、軽油、灯油、重油等
		(2)	石炭、木炭、薪	石炭、木炭、薪、コークス、練炭等
		(3)	ガス	プロパン、ブタン、アセチレン、水素等
		(4)	諸油	潤滑油等
9	材料類	(1)	鋼材	丸鋼、平鋼、形鋼、線材等
		(2)	セメント・アスファルト	生コン、セメント、コンクリート二次製品、アスファルト、コールタール等
		(3)	骨材	砂、砂利、碎石等
		(4)	建材	木材、合板等
		(5)	諸材料	ガラス、土石等
10	繊維類	(1)	被服	制服、制帽、作業服、事務服、白衣等
		(2)	寝具	布団、毛布、敷布、枕等
		(3)	その他の繊維製品	幕類、旗類、テント、染物、 <sup>どん</sup> 緞帳等
11	警察・消防用品	(1)	警察用品	警棒、手錠、鑑識用機械器材等
		(2)	消防保安用品	消防ポンプ、避難用具、救助器具、防火服、火災報知器、消火器、化学消火薬剤等
12	雑類	(1)	百貨	百貨、雑品等
		(2)	時計、貴金属	時計、金、銀、宝石、指輪等
		(3)	金物、荒物雑貨	家庭金物、大工道具、土工道具、陶磁器、ロープ、マット、ほうき、竹籠等
		(4)	ゴム・樹脂製品	ホース、ビニール、プラスチック製品、ゴム履物等
		(5)	皮革	靴、 <sup>かばん</sup> 鞆等
		(6)	食品	農産品、果実類、工産品（酒、食用油等）、畜産品、水産品等
		(7)	動物	牛、豚等
		(8)	看板	紙・布看板、金属看板等
		(9)	塗料、染料	
		(10)	種苗	種子、苗木等
		(11)	花木	生花、造花等
		(12)	諸雑	飼料、肥料、記章、カップ、標識、プレート等
13	売払品	(1)	生産品	
		(2)	不用品	金属、紙等
14	借入品	(1)	事務機器	複写機、シュレッダー等
		(2)	情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品等
		(3)	家具	家具類
		(4)	理化学機器	各種実験機器、分析機器等
		(5)	産業機器	建設機械、農林水産機械等

	(6)	電気通信機器	家庭電器製品、電気通信機器等
	(7)	車両船舶	各種車両船舶類
	(8)	寝具	寝具類
	(9)	その他	

## 2 資格審査の申請手続

### (1) 提出書類

ア 入札参加資格審査申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）に係る未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないことの証明書（以下「島根県税に係る納税証明書」という。）

エ 消費税及び地方消費税に係る未納の税額がないことの証明書（以下「消費税等に係る納税証明書」という。）

オ 申請する営業種目

カ 役員等名簿

キ 島根県が発注する物品の売買、借入れ及び製造の請負に当たって代理人を定める場合は、委任状

ク 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 認証を取得している場合は、その登録証の写し

ケ 環境大臣が定めるエコアクション21ガイドラインに基づくエコアクション21認証・登録を受けている場合は、エコアクション21認証・登録証の写し

コ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合は、申請日の直前に公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写し

サ 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合は、当該認定を証する書面の写し

シ 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合は、当該認定を証する書面の写し

ス 資格審査結果通知書郵送用の返信用封筒

なお、登記事項証明書、島根県税に係る納税証明書及び消費税等に係る納税証明書は、申請日前3月以内に発行されたものとする。

### (2) 書類の作成に用いる言語等

入札参加資格審査申請書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

### (3) 書類の受付期間及び提出方法

ア 定期審査にあつては、平成27年9月1日（火）から同月30日（水）までに郵送すること（当日消印有効）。

イ 随時審査にあつては、平成28年1月4日（月）から平成30年11月15日（木）までに郵送し、又は持参すること（郵送の場合は、当日消印有効）。

ウ 随時審査の受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日並びに12月29日から1月3日までの間を除いた日の午前9時から午後5時まで

### (4) 書類の提出先

ア 郵送の場合

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

イ 持参の場合

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

## 3 入札に参加できない者

### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者
- (3) 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第60条の3の規定に該当しない者
- 4 入札参加者の資格審査  
要綱に基づき、提出書類について審査を行う。
- 5 申請書類
- (1) 交付開始日  
平成27年7月31日（金）
- (2) 交付方法
- ア 島根県総務部総務事務センターのホームページによる。
- イ 宛先を明記し140円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角2）を同封の上、島根県総務部総務事務センター物品調達グループ宛て請求することができる。
- ウ 次の場所において配布する。
- (ア) 島根県総務部総務事務センター物品調達グループ
- (イ) 隠岐支庁県民局総務課
- (ロ) 東部県民センター総務課
- (ハ) 東部県民センター雲南事務所総務課
- (ニ) 東部県民センター出雲事務所総務課
- (ホ) 西部県民センター総務課
- (ヘ) 西部県民センター県央事務所総務課
- (ヘ) 西部県民センター県央事務所川本駐在スタッフ
- (ケ) 西部県民センター益田事務所総務課
- 6 登録の有効期限
- (1) 定期審査に係るものにあつては、平成28年1月1日から平成30年12月31日まで
- (2) 随時審査に係るものにあつては、認定した日から平成30年12月31日まで
- 7 資格審査の結果の通知  
資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。
- 8 資格審査についての問合せ先  
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地  
島根県総務部総務事務センター物品調達グループ  
電話 0852-22-5683・5336  
FAX 0852-22-6171

### 島根県告示第558号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成27年7月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 幸久の家	訪問介護	幸久の家ヘルパーステ	島根県大田市温泉津町小浜 イ521-11	平成27年7月24日
	介護予防訪問介護	ーションゆのつ		

## 島根県告示第559号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年 7 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 ゆとりの里下古志ファーム13	松江市古志町961-1	松江市古志町895-1外2筆
野津 毅	松江市大井町450	松江市大井町246外5筆
農業生産法人 ライスフィールド 有限会社	松江市下佐陀町1349	松江市大野町414外4筆
カンドーファーム株式会社	松江市古曾志町224	松江市古曾志町492-1外8筆
ふるさとファーム桑下 代表 石 倉 昭夫	松江市八雲町西岩坂1347	松江市八雲町西岩坂1253外2筆
農事組合法人 遊邑片田	邑智郡邑南町井原3272-3	邑智郡邑南町井原801-1外51筆
農事組合法人 つつみだファーム	鹿足郡津和野町池村1123-3	鹿足郡津和野町池村1353-1外1筆
もりした農園 森下 保	鹿足郡吉賀町立戸235-2	鹿足郡吉賀町七日市779-2外9筆
佐々木 富隆	鹿足郡吉賀町七日市985-5	鹿足郡吉賀町七日市393外2筆
有限会社 山葵農産	鹿足郡吉賀町真田1718	鹿足郡吉賀町朝倉2549
有限会社 サジキアグリサービス	鹿足郡吉賀町真田1500	鹿足郡吉賀町上高尻336-1
農事組合法人 コスモアグリ	隠岐郡隠岐の島町苗代田62	隠岐郡隠岐の島町那久路柴237-3外4筆
高橋 清	隠岐郡隠岐の島町山田391-1	隠岐郡隠岐の島町山田中田357-1外1筆
菊池 義勝	隠岐郡隠岐の島町山田389-1	隠岐郡隠岐の島町山田三反田1448外1筆
松森 喜代治	隠岐郡隠岐の島町城北町212	隠岐郡隠岐の島町城北町521

## 2 認可年月日

平成27年 7 月 31 日

## 島根県告示第560号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による平成27年度定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成27年 7 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品種	検査成績
21232010005	長橋（日馬繁32S00014）	馬 日本鞍系種	2級

21232010006	こん太（日馬繁32 S 00015）	馬 日本鞍系種	2級
21332010003	花光（日馬繁32 S 00014）	馬 日本鞍系種	2級
21332010004	春光（日馬繁32 S 00014）	馬 日本鞍系種	2級

### 島根県告示第561号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年7月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町古城1480、1486－1、1486－2、1488－1、1489、1490－3、2237、2238－1

#### 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第562号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年7月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町八川1219内1、1280、1281

#### 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第563号

平成27年島根県告示第355号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を出雲市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年 7月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
出雲市東林木町字鳶ヶ巣2073から2075まで、 2077、2083、2084	佐藤 邦夫	広島県広島市東区戸坂南 1-18-5

#### 島根県告示第564号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成23年島根県告示第489号による保険に付すべき義務は、平成27年 7月14日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年 7月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

宍道湖湖北加入区

#### 島根県告示第565号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成23年島根県告示第498号による保険に付すべき義務は、平成27年 7月21日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年 7月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

宍道湖平田加入区

#### 島根県告示第566号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年 7月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

##### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー（イオン松江店） 島根県松江市東朝日町151番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

片倉工業株式会社 代表取締役社長 佐野 公哉 東京都中央区明石町6番4号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 片倉工業株式会社 代表取締役社長 竹内 彰雄 東京都中央区明石町6番4号

(変更後) 片倉工業株式会社 代表取締役社長 佐野 公哉 東京都中央区明石町6番4号

2 届出年月日

平成27年 7 月 17 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

---

### 島根県告示第567号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年 7 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

八神2-II

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

---

### 島根県告示第568号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成19年島根県告示第818号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成27年 7 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

八神2-II

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

**公 告**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年 7 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
カンドーフーム株式会社	松江市古曾志町224	松江市東長江町274外3筆
南尾作業場組合 代表 米原 博司	松江市西尾町907	松江市西川津町字中鷺島1774外5筆
横田 善光	江津市二宮町神主口465	江津市二宮町神主イ884-3外8筆
有限会社スプラウト島根	江津市桜江町市山429	江津市桜江町川越613-3外3筆
農事組合法人 川平みどり	江津市川平町南川上663-1	江津市川平町南川上101-4外9筆
農事組合法人 小田営農組合	江津市桜江町小田433-1	江津市桜江町小田654-4外2筆
藤井 拓次郎	江津市後地町712-1	江津市都治町1169-1外5筆

## 2 申請年月日

平成27年 7 月 22 日

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成27年 7 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

## 2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
11月17日から12月16日まで	特定計量器の所在の場所	出雲市、江津市、津和野町、吉賀町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
8月24日から11月16日まで	特定計量器の所在の場所	出雲市、江津市、津和野町、吉賀町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
江津市	8月24日	13時から16時まで	江津市役所
	8月25日	9時30分から16時まで	
	8月26日	10時から15時30分まで	
	8月27日	10時から16時まで	
	8月28日	9時から14時30分まで	
吉賀町	9月1日	9時30分から15時30分まで	吉賀町役場
	9月2日	9時30分から16時まで	
	9月3日	9時30分から12時まで	
津和野町	9月8日から9月10日まで	10時から16時まで	津和野町役場
	9月11日	10時から11時30分まで	
出雲市	9月28日	10時から16時まで	出雲市役所
	9月29日	10時から15時まで	
	9月30日	10時から12時まで	
	10月1日	10時から16時まで	
	10月2日	10時30分から15時まで	
	10月5日から10月8日まで	10時から15時30分まで	
	10月21日	10時から16時まで	
	10月22日	10時から15時30分まで	
	10月26日から10月28日まで	10時から15時30分まで	
	10月29日及び10月30日	10時から16時まで	
	11月10日	10時から11時30分まで	
	11月11日から11月13日まで	10時から16時まで	
	11月16日	10時から16時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年 7 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量  
島根県ネットワーク基盤運用支援業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年 6 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 取締役社長 吉岡 宏 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

66,640,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。